

平成30年10月26日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局
国土交通省 三重河川国道事務所
三重県県土整備部 流域管理課
伊勢市都市整備部 監理課

せたがわ
勢田川等の不法係留船対策を進めています
～新たな船舶係留施設の管理者を決定～

1. 概要

勢田川などの河口部に係留されている多数の不法係留船に対し、当協議会では対策として係留場所の確保や不法係留船の撤去等について協議しています。

対策の一環として、良好な係留環境(放置又は不法に係留している船舶を收容し、適正な管理運営を行う)を実現することを目的として、下記係留施設の管理者を募集していました。

この度、下記施設の管理者が決定しましたのでお知らせします。今後、河川法及び港湾法に基づく水面の占用許可申請を経て正式に管理者となります。

今後も不法係留船対策を進めていきます。 ※これまでの取り組みと今後の予定(別添参照)

2. 管理者

名 称	特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
主たる事務所	三重県伊勢市神社港60番地

かみやしろ

3. 対象係留施設 いっしきちょう 一色町船溜まり船舶係留施設 (別添図面参照)

4. 配布先 三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、伊勢記者会

5. 解 禁 特になし

6. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

取材申込先 河川占用調整課長 鈴木 良(すずき りょう)
保全対策官 藤澤 彰(ふじさわ あきら)

〒514-8502 三重県津市広明町 297

TEL: 059-229-2218(河川占用調整課)

メール: ir-mika5@cbr.mlitt.go.jp

これまでの取り組みと今後の予定

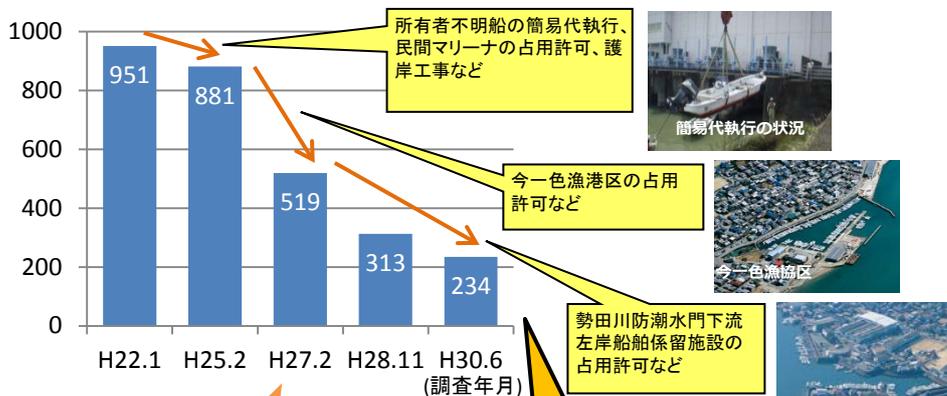
別添

平成21年に発足した勢田川等水面利用対策協議会では、係留場所の確保や不法係留船の撤去等について協議する中で、「不法係留船ゼロ」を目標に下記の取り組みをしています。

- ①係留施設の管理者の決定（予定施設11箇所→決定済み9箇所、残り2箇所）
- ②船舶の強制撤去
- ③啓発チラシで自主撤去を促す

対策により不法係留船は、約950隻→約230隻（平成30年6月）と1/4に減少しました。

協議会設立後の不法係留船舶数の推移



1/4に減少

今回の決定でさらに減少が見込まれる



[対策前]平成21年の状況



[対策後]平成30年の状況

今後の取り組み

今後は、残り2箇所の係留場所を確保しつつ、不法係留船舶を強制撤去し、「不法係留船ゼロ」を目指します。

具体的な施策

- I 係留場所の確保増
 - ・現状施設の活用（占用主体は公募による）
 - ・民間マリナーの拡張
- II 係留対象船の減
 - ・是正指導
協議会方針周知（撤去指導）
警告書送付、看板設置
 - ・強制撤去
指示書の交付、監督処分、行政代執行



簡易代執行の状況



今一色漁協区



勢田川防潮水門下流左岸



一色町地先船溜まり

一色町地先船溜まり船舶係留施設 関係図面

別添

位置図



凡例 □ 占用・管理者決定済 □ 今後占用・管理者を決定予定